

デイサービスセンターひだまり運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人べつかい柏の実会が運営するデイサービスセンター（以下「事業所」という。）が実施する通所介護及び介護予防・日常生活支援総合事業における指定第1号通所事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するため、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の職員（以下「職員」という。）が、要支援状態又は要介護状態にある利用者に対し、適切な通所介護サービス及び通所型サービス（以下「サービス」という。）を提供することを目的とする。

(運営方針)

第2条 利用者の意思及び人格を尊重し、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、通所介護計画及び介護予防通所介護計画に基づき、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びにその家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとする。

2 事業の実施に当たっては、地域との結びつきを重視し、関係市町村、居宅サービス事業者、その他の保健・医療・福祉サービスを提供する者との密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

3 上記のほか、「北海道指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年北海道条例第95号）」及びその他関係法令を遵守し、事業を実施するものとする。

(事業所の名称及び所在地)

第3条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

名 称	社会福祉法人べつかい柏の実会デイサービスセンターひだまり
所在地	北海道野付郡別海町別海西本町5番地の2

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

(1) 施設長（管理者） 1名（併設介護老人福祉施設と兼務）

職員の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに職員に法令及びこの規程を遵守させるために必要な指揮命令を行う。

(2) 生活相談員 常勤換算1名以上

利用者及び家族等の相談に応じるとともに、必要な助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行う。

(3) 介護職員 常勤換算5名以上

利用者の入浴、食事等の介助を行う。

(4) 看護職員 1名以上

利用者の日々の健康状態のチェック、保健衛生上の指導を行う。

(5) 機能訓練指導員 1名以上（看護職員兼務）

利用者の心身の状況等に応じて、日常生活を営むために必要な機能を回復させ、又はその減退を防止するための訓練を行う。

(6) 管理栄養士 1名（併設介護老人福祉施設と兼務）

栄養並びに利用者の心身の状況及び嗜好を考慮して食事の提供を行うとともに利用者に栄養指導

を実施する。

(事業の実施地域)

第5条 通常の事業の実施地域は、別海町の区域とする。

(営業日及び営業時間)

第6条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から土曜日までとする。
ただし、12月31日から1月5日までを除く。
- (2) 営業時間 午前8時30分から午後5時15分までとする。
- (3) サービス提供時間 午前10時30分から午後3時40分までとする。

(定員)

第7条 事業所の定員は、35人とする。

(サービスの内容)

第8条 サービスの内容は次のとおりとする。

- (1) 食事の提供
- (2) 入浴（一般浴・機械浴）
- (3) 機能訓練（日常生活動作訓練）
- (4) 健康状態チェック
- (5) 送迎

(利用料その他の費用の額)

第9条 サービスを提供した場合、利用者から受ける利用料は、介護保険法その他関係諸法令により算定した額とする。

2 前項のほか、次に掲げる費用を徴収する。

- (1) 食費 一食当たり487円
- (2) 間食 80円
- (3) 日常生活に要する費用 実費

3 本条の利用料の支払いを受けるとき、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明を行ったうえで、支払いの同意を受ける。

4 本条の利用料の支払いを受けたとき、施設長（管理者）は利用料その他の費用（個別の費用ごとに区分）について記載した領収書を交付する。

(サービス提供の際の留意事項)

第10条 サービス提供の際の留意事項は、次のとおりとする。

- (1) サービス提供前において、健康状態及び日常生活上の留意事項を確認すること
- (2) 体調不良等によって通所介護に適さないと判断される場合には、サービスの提供を中止することがあること
- (3) 利用者に可能な限りサービスを受けてもらうよう努めること

(緊急時における対応方法)

第11条 利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに家族へ連絡する等の措置を講じ

る。

（事故発生時の対応）

第12条 利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族、利用者の居宅サービス事業者及び関係機関に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。

2 前項の事故の状況及び事故に際して講じた措置について記録する。

3 賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

（身体拘束及び行動の制限）

第13条 利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、利用者に対して隔離、身体拘束、薬剤投与その他の方法により利用者の行動を制限しない。

（高齢者虐待防止のための措置）

第14条 虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- （1）虐待の防止のための対策を検討する委員会を設置し、定期的に開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図る。
- （2）虐待の防止のための指針を整備すること。
- （3）介護職員その他の従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。
- （4）前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

（非常災害対策）

第15条 非常災害に備えて、消防計画、風水害及び地震等に対する計画を作成し、防火管理者又は火気・消防等についての責任者を定め、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行う。

2 非常災害の発生の際にその事業が継続できるよう、他の社会福祉施設等との連携及び協力を行う体制を構築する。

（苦情処理）

第16条 サービス提供に係る利用者及びその家族等からの苦情に迅速かつ適切に対応するため相談窓口を設置し、苦情の内容に配慮して必要な措置を講じる。

（個人情報の保護）

第17条 個人情報の利用に関して重要性を認識し、その適正な保護のために自主的なルール及び体制を確立し、個人情報の保護に関する法令及び厚生労働省のガイドラインを遵守する。

（その他運営に関する重要事項）

第18条 職員の資質向上のため、利用者の人権の擁護、虐待の防止、認知症ケア等の研修の機会を確保し、利用者に対し適切なサービスを提供できるよう勤務体制を整備する。

2 この規程に定める事項のほか、運営に関する事項は社会福祉法人べつかい柏の実会理事長と施設長（管理者）との協議に基づいて定める。

附 則

この規程は、平成27年11月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成２８年４月１日から施行する。

附 則

この規程は、平成２９年４月１日から施行する。

附 則

この規程は、公布の日から施行し、平成３０年４月１日から適用する。

附 則

この規程は、令和元年１０月１日から施行する。

附 則

この規程は、令和３年７月１日から施行する。

附 則

この規程は、令和６年１月１日から施行する。